

## 再任用職員向けの互助会事業について

### (1) 会費 月額3,000円

4月1日の所属において、加入申込書(原票)を作成し互助会に提出してください。

### (2) 事業内容

現職会員時とほぼ同様※の給付を受けられます。

※脳ドック補助、長期会員慰労旅行助成、一般貸付・住宅貸付・看護休暇貸付及び、退職慰労金は対象外となります。

事業名	事業内容	給付額等
入院費補助金	会員又は会員の被扶養者が入院したとき給付 (事業年度内を通算し180日を超えない日数)	会員 500円/日 被扶養者 300円/日
出産見舞金	会員又は会員の被扶養者が出産したとき給付	10,000円
妊婦健康診断補助金	会員又は会員の被扶養者が妊娠健康診査等を受けたとき給付	6,000円
育児補助金	会員又は会員の被扶養者が出産した子を育てるとき給付	16,000円
弔慰金	会員又は会員の被扶養者が死亡したとき給付	会員 50,000円 被扶養者 25,000円
災害見舞金	会員が水震火災、その他の非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたとき給付 ただし、激甚災害により損害を受けたときは、り災証明書の内容に応じて給付	災害による損害の程度に応じ 100,000～300,000円 り災の状況により 10,000～50,000円
長期療養者見舞金	会員が基準日(4/1・10/1)に療養による休職をしているとき給付	10,000～150,000円
遺児給付金	年度末満年齢が18歳以下の被扶養者のいる会員が死亡したとき給付	(18-年齢※)×50,000円+200,000円 ※会員死亡時の遺児の年齢
人間ドック補助金	会員又は会員の被扶養者が人間ドックを受診したとき給付(年度内1回限り)	会員 15,000円 被扶養者 5,000円
予防接種補助金	会員がインフルエンザの予防接種を受診したとき給付(年度内1回限り)	1,000円を限度
福祉施設利用補助金	会員又は会員の被扶養者が互助会指定宿泊施設に宿泊したとき給付	1泊1,000円以上の支払いにつき 1,000円/泊(連泊2日まで)
入学祝金	会員の被扶養者が小学校(特別支援学校小学部を含む)に入学したとき給付	10,000円
結婚祝金	会員が結婚したとき給付 (R5.4.1以降会員期間内1回限り)	40,000円
看護休暇給付金	会員が看護(介護)休暇を取得したとき給付 (看護を必要とする一の継続する状態ごとに、事業年度内を通算して120日を超えない日数)	看護(介護)休暇により勤務に従事しなかった日 7,000円/日 ※共済組合等からの支給対象日は除く
観戦チケット助成	千葉県に本拠地を持つプロスポーツチームのホームゲーム観戦チケットについて、希望者を募って抽選し配付(会員負担金あり)	
各種あっせん事業	会員証の提示等で、一般価格より割引いた価格で利用可能 ※観劇は、互助会HP等で紹介 ※その他の利用方法・金額等は、ダイアリー又は互助会HPを参照	
共催事業(正月用品のあっせん)	学生協と共催して、12月に正月用品を安価であっせん	
教育日記帳配付(ダイアリー)	会員(1/1現在)に教育日記帳を配付	
貸付事業	会員が臨時に資金を必要とするとき(非常災害・医療・教育等)	特別貸付 50,000円(2口まで)

事業内容は、規則改正等により変更する場合があります。